**2025年度派遣　部局間交換留学追加募集**

**大阪大学文学部・人文学研究科 部局間交換留学(派遣)募集要項**

大阪大学文学部・人文学研究科　部局間交換留学(派遣)への参加を希望する皆さんは、申請方法に誤りが無いよう本要項を熟読の上、申請を行ってください。

**1. 交換留学制度の概要**

交換留学(派遣)とは、文学部・人文学研究科(人文学専攻、日本学専攻・基盤日本学コース、芸術学専攻)に在籍

する正規課程の学生が、学生交流協定(覚書)を締結している海外の大学(以下「協定校」)において、概ね１年以内

の１学期間、または複数学期の間、本学に在籍したまま、協定校において科目履修または研究指導等の教育の機会

を得ることをいいます。

部局間交換留学期間中の授業料は本学に納めるものとし、協定校では徴収されません。また、留学中の在学期間は本

学修業年限に通算されます(部局間交換留学期間中の身分は「休学」ではなく「留学」となる)。

なお、留学先で習得した単位は、所定の手続きを経て本学の単位として認められる場合があります。

**2. 応募資格**

部局間交換留学に応募する方は、以下に示す応募資格を全て満たす必要があります。

(1)申請時及び全派遣期間において、文学部・人文学研究科(人文学専攻、日本学専攻・基盤日本学コース、芸

術学専攻)の正規課程に在籍していること。

※派遣期間内に、文学部・人文学研究科(旧文学研究科を含む)を卒業・修了する者、あるいは期間中に学部から修士・修士から博

士へ進学する者は対象外となる。

(2)申請する協定校が定める交換留学生の成績基準(GPA等)以上であること。

(3)申請する協定校での使用言語が英語の場合は、本学の語学能力基準(TOEFL iBT®79またはIELTS＜アカデミ

ック・モジュール＞6.0)を満たしていること。

(4)申請する協定校が定める交換留学生の語学能力・学年等の資格を有すること。

**3. 募集の対象となる交換留学期間**

2025年9月から2025年12月までの間に留学を開始する者が対象となります。

留学期間は協定校の学年暦に従います。

**4. 募集協定校（部局間）**

【別紙】「募集予定対象協定校一覧　2025年度派遣　部局間交換留学追加募集」にてご確認ください。

**5. 協定校（部局間）への留学情報について**

事前に協定校のウェブサイトで留学期間や履修科目、要求される語学能力等の最新情報を調べ、各自の責任で最新の

情報を入手してください。別紙「募集予定対象協定校一覧」に記載されている情報は、発行時点の情報ですので、あくま

で参考情報としてください。

協定校によっては交換留学生が所属できないコース・プログラム、履修できない科目、履修要件が設定されている科目等が

ありますので申請の際は注意してください。

留学期間は申請する協定校が定める学期単位とし、概ね1年を超えない計画で立ててください。

**交換留学生が所属できない学部・研究科を記載している場合は応募資格が無いものとして扱い、審査を行いません。**

**6. 提出書類**

下記(1)～(9)の書類を紙媒体で提出してください。(※A4版片面印刷で番号順に重ね、ホッチキス留めはしないこと)

提出先：人文学研究科　豊中事務部　教務係(文法経本館1階)

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | 内容・注意事項 |
| (1)大阪大学文学部・人文学研究科部局間交換留学(派遣)申請書(様式1） | 要写真添付(データを貼り付けて印刷したもののみ可とする) |
| (2)大学等高等教育機関入学後全ての成績証明書 | 応募時の前学期分までの成績が記載されている、日本語版の成績証明書※大学院生は学士課程から現在の課程まで全ての成績表を提出すること |
| (3)語学能力を証明する書類 | 語学能力検定試験のスコアは、応募締切日時点から過去１年以内に受験したものを有効とする。(※)２つ以上の言語を留学先での勉学・研究に使用する場合は、使用予定の言語全ての語学能力を証明する書類を提出すること。例)フランスの協定校で、フランス語で開講される授業と英語で開講される授業の両方を履修する※ただし、有効期限の定めの無い語学試験は、定めている期間以前に受験したものも有効とする※申請する協定校によっては、1年以内に受験した試験であったとしても、再度語学能力検定試験のスコア取得が求められる場合もあるため、協定校の最新情報(ウェブサイト等)をよく確認すること①第一希望の留学先での勉学・研究に主として**英語**を使用する場合：TOEFL iBT®またはIELTSスコアシートの写しを提出すること※本学の語学能力基準(TOEFL iBT®79またはIELTS＜アカデミック・モジュール＞6.0)を満たし、且つ、申請する協定校が定める交換留学生の語学能力の資格を有すること※語学能力基準は、必ず最新の情報を協定校のウェブサイトで確認すること※上述の本学の語学基準については、協定校への申請要件に語学能力証明書の提出が求められていない場合も、留学先で英語を使用する場合は必ず提出すること②第一希望の留学先での勉学・研究に**英語以外の言語**を使用する場合：A)留学先で使用する言語の語学能力検定試験がある場合は、公式のスコアシートや証明書を提出すること(※)B)A)以外の場合に限り、本学語学担当教員が作成した語学能力証明書（様式２）を提出すること(※)※協定校が申請時に指定する公式スコアシートがある場合は、必ず協定校が要求する語学能力基準を満たす指定されたスコアシートを提出すること※日本語・英語以外で作成されている場合は、和訳を添付すること※様式2は厳封のみ有効とする |
| (4)留学を希望する理由(様式３) | 日本語及び留学先で使用する言語により、各１部作成すること |
| (5)履修計画(様式４)及び参考資料 | 希望する協定校毎に各１部作成すること資料として、各科目のシラバスのページを印刷して提出すること |
| (6)勉学または研究計画(様式5) | 日本語及び留学先で使用する言語により、各１部作成すること |
| (7)指導教員の推薦書(様式6) | (1)・(5)・(6)を指導教員に提出の上、作成を依頼すること※ 様式６は厳封のみ有効とする |
| (8)パスポートの顔写真ページのコピー | 保有者のみ提出すること※保有していない場合は、事前に国際連携室に報告し、パスポートを取得次第、速やかに顔写真ページのコピーを提出すること |
| (9)在留カードの両面コピー | 外国籍保有者のみ提出すること |

**【注意事項】**

(1)提出書類は、成績証明書等原本または写しを求められる書類を除き、文書ソフト等を用いて作成してください。

(2)留学先で使用する言語の入力に際しては、必要に応じてスクリーンキーボードにより入力してください。

(3)昨年度以前の様式及び応募要件で作成された応募書類は、一切受理しません。

(4)募集締切り後の書類の差し替え及び追加提出は認められません。書類に不備があった場合、そのまま申請不可となり、

研究科内の選考結果は不採用となります。

(5)派遣候補者に内定した場合、協定校が定める申請書類を改めて作成・提出する必要があります。

(6)語学能力に関する注意事項

①協定校が定める語学要件やその有効期限等は、各自で責任を持って最新の情報を協定校のウェブサイト等で確認

すること。なお、希望する専攻によって語学要件が異なる協定校もあるので、履修計画の作成には十分注意すること。語学要件を満たしていない専攻の授業を履修計画に記載している場合は、大阪大学文学部・人文学研究科から推薦を受けても協定校で受入不可となることに留意すること。

②語学能力検定試験のスコアは、応募締切日時点から過去1年以内に受験したものを提出すること。受験後にウェブ

上で確認できるスコアの写しでも可とするが、後日スコアシートを受け取り次第、追加で提出すること。

③応募締切日時点で協定校が定める語学要件を満たしている場合のみ、応募が認められます。

④英語を母国語とする学生、国際バカロレア(IB)資格保有者及び本学において英語による学位取得コースに在籍し

ている学生が留学先での学習・研究に英語を使用する場合は、学内選考の段階ではTOEFL iBT®もしくは

IELTSのスコアシートの写しの提出を免除する。ただし、協定校によっては、英語能力を証明する書類(例：

TOEFL iBT®もしくはIELTSの各スコア、英語で初中等教育を受けたことを証明する書類＜英語圏の高等学校の

卒業証明書の写し等＞)の提出を求められる場合があるので、遅くとも協定校の申請締切の2か月前までに当該

書類を入手しておくこと。

(7)内定が出た後であっても、部局間交換留学応募後の成績悪化等により、協定校への留学申請をする時点で成績

要件を満たさなくなった場合は、大阪大学文学部・人文学研究科から協定校へ推薦を行わないため、注意すること。

**7. 応募受付期間**

2024年12月9日(月)〜 2025年1月16日(木)11:30

**8. 選考方法**

書類審査及び面接審査による学部・研究科内選考を行い、交換留学推薦候補者を内定します。

面接実施時期：2025年2月3日(月)～2月28日(金)の平日で、国際連携室が指定する日時に面接を行います。

**9. 選考結果通知時期**

選考結果は、2025年3月～4月中に人文学研究科　豊中事務部　教務係よりメールにて通知します。

電話またはメールによる合否及び合否理由に関する問合せには一切応じません。

この通知は、あくまで学部・研究科内選考における内定者の結果通知であり、部局間交換留学の正式決定ではありま

せん。内定者は本学から協定校へ推薦され、協定校にて受入れ審査が行われます。協定校からの受入許可通知をもって、部局間交換留学が正式決定となります。

**10. 奨学金**

大阪大学国際部国際学生交流課が募集する大学間及び部局間派遣を対象とした「大阪大学交換留学対象

(JASSO及びOU)奨学金」あるいは、財団等の奨学金への申請については、随時、KOAN掲示板に掲載されます。

申請を希望する学生は、以下のリンクを参照の上、各自の責任でKOAN掲示板を確認してください。

(参考) <https://www.osaka-u.ac.jp/ja/international/outbound/scholarship>

**11. グローバル人文学教育促進プログラム**

本募集に応募し、部局間交換留学(派遣)候補者として内定した場合は、文学部・人文学研究科が実施する交換

留学プログラム「グローバル人文学教育促進プログラム」に必ず参加して下さい。

(参考) <https://www.let.osaka-u.ac.jp/ja/international/exchange/svm9z1>

プログラム要件を全て満たした場合は、当該年度末に国際連携室より「修了認定証」を交付します。

**12. その他留意事項**

(1)授業・試験日程、就職活動等の予定を十分確認した上で応募すること。

(2)渡航費、現地滞在費、海外旅行傷害保険、派遣留学生危機管理サービス(OSSMA)等、留学にかかる費用は

自己負担となります。各種奨学金への応募は可能ですが、奨学金が得られなかった場合の資金計画も十分検討す

ること。

(3)留学にあたり、海外旅行傷害保険及び本学が指定する派遣留学生危機管理サービス(OSSMA)への加入は必須

とする。

(4)派遣候補学生に内定した場合でも、次の場合は派遣が不可となる。

①協定校の募集人員が減ったとき。

②協定校の入学許可が得られなかったとき。

③「2．応募資格」の要件を満たしていないことが判明したとき。

④正当な理由なく、派遣に関する手続きを怠ったとき。

⑤その他、派遣に相応しくないと認められるとき。

(5)やむを得ない場合を除き、派遣先決定後の交換留学辞退及び期間変更は、原則認められません。

(6)入学手続き、渡航手続き及び査証（ビザ）取得手続き等は協定校の指示に従うとともに、留学先の国・地域の大

使館等で必ず最新の情報を得て、本人の責任により行ってください。

(7)部局間交換留学終了後は速やかに（1カ月以内）に帰国してください。

(8)帰国後は速やかに国際連携室に連絡すると共に、報告書等各種書類を提出してください。

＜本件問い合わせ先＞

◆文学部・人文学研究科　国際連携室(文法経本館1階)

E-mail：inter@let.osaka-u.ac.jp TEL：06-6850-6109